

県立高等専門学校用地選定手続きについて

方針

- (前提) ●先に公表した用地選定基準に基づき公平公正に選定を行う。
●審査は、懇話会委員の意見を参考に、最終的に県が行う。

(審査手順の追加)

- 従来は書面審査のみとしていたが、市町の提案内容に応じて個別に評価する項目について理解を深めるため、市町からのプレゼンテーションの機会を設ける。

審査手順

1. 客観点数の審査（第4回懇話会） 8月3日
 - ・用地選定基準のうち、客観的に評価する点数を審査
 - 【用地選定基準】 ①客観的に評価する点数 : 204点±コスト点
 - ②提案に応じて個別に評価する点数 : 66点

2. 個別評価項目の審査（第5回懇話会） 8月22日(案)
(事前に各市町提案書配布)
 - ・プレゼンテーション実施（オンライン方式による）
 - ・懇話会委員から、個別評価項目について「◎、○、△、－」で評価。

3. 県最終審査
 - ・懇話会委員の意見を踏まえ、最終採点

4. 公表
 - ・9月議会提案説明